行政文書の誤廃棄について

令和2年12月28日

会 計 検 査 院

会計検査院において、行政文書の誤廃棄が確認されましたので、その概要と再発防止策をお知らせします。今回の事態を重く受け止め、今後、このようなことが起きないように、 事務総局の幹部職員を集めて適正な文書管理を徹底するよう求めるとともに、全職員に対する注意喚起、研修の実施等を行うことにより、再発防止を徹底してまいります。

1 事案の概要

会計検査院では、各府省等から提出された計算書及び証拠書類(以下「計算証明書類」 という。)について、保存し管理しています。

今般、保存期間(5年)が令和2年12月末日で満了する平成26年度分の計算証明書類のうち、74件の誤廃棄が判明しました。この74件は、平成25年度分の計算証明書類の廃棄を令和2年10月に実施した際に誤って混入して誤廃棄したものです。廃棄した文書は、既に溶解処分がなされており、誤廃棄があった計算証明書類及び計算証明書類中に含まれる個人情報の外部への流出はありません。

2 発生原因

誤廃棄の原因としては、計算証明書類の廃棄の際の確認が十分でなかったことなどにあると考えられます。

3 再発防止策

- (1) 計算証明書類の廃棄の際の確認の徹底
- (2) 事務総局の幹部職員を含む全職員に対する指導・注意喚起
- (3) 全職員向けの研修の実施
- (4) 点検及び監査の徹底

このような事案が発生したことは、公文書管理に対する信頼を損なうものであり、誠に 申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

本件に関するお問合せ

会計検査院 法 規 課 長 山崎(電話番号(直通):03-3581-8134)

公文書監理室長 袴田 (電話番号 (直通):03-3581-8081)